

Q11-1.休眠会社について教えてください。

台湾においては「停業」という制度があり、会社を休眠化することができます。停業は、1 ヶ月以上営業を停止する場合、事前に經濟部に届け出て、営業停止状態を登記することができる制度です。台湾においては会社法上は 6 ヶ月以上にわたり営業が行われていない場合は、中央主務機関は自ら、もしくは利害関係者の申し立てによって、解散を命じることができる、とされていますが、停業登記すれば強制解散の対象にはなりません。したがって、長期にわたり活動休止状態になる場合は、休眠状態にあたる「停業」登記を行い、休眠会社化することが 1 つの選択肢となります。

なお、停業開始、業務再開はともに經濟部への申請、税務当局への届け出が必要となります。また、1 回の停業期間は、1 年を超えてはならないとされており、業種(営業項目)によっては、回数制限があります。なお、停業中は営業税の申告は不要ですが、法人税の申告は必要です。

停業には、法人格を維持しているので、必要であれば業務再開がスピーディにできること、会社名を他社に使われるのを防ぐことができることなどのメリットがあります。